

「ユネスコ加盟 70 年の歴史をたどる」

本コラムは 2021 年の日本のユネスコ加盟 70 年を記念して、当時の文部科学省大臣官房文部科学戦略官である町田氏が個人的な見解を記したものであります。内容は 2021 年執筆当時のものであり、また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会をはじめ、日本政府の公式な立場を示すものではありません。

第 19 回：ユネスコの人文・社会科学事業

(文責／町田 大輔)

ユネスコの事業の中には複数の分野にまたがるものがあります。前回紹介した情報関係の事業も、自然科学の事業に含まれたり、横断的事業として扱われたりしています。

私がユネスコ代表部に勤務していた頃は、マヨール事務局長が「平和の文化」ということを盛んに提唱していて、その関連の事業は事務局長直轄事業となっており、担当の事務局長補 (Assistant Director-General ; ADG) も置かれていました。「Educating for a sustainable future」や「Towards a culture of peace」というプロジェクトが実施されており、「平和、人権、民主主義、国際理解および寛容のための教育」を推進するため、諮問委員会が設けられていたほか、ユネスコスクール (Associated Schools) のネットワークもこのために活用することが計画されていました。

事業・予算書上は人文・社会科学に分類されていましたが、生命倫理に関する事業も事務局長直轄になっていたと記憶しています。1993 年に国際生命倫理委員会 (IBC) が設置され、日本からも専門家が参加しました。生命科学が発展し、医療技術が進歩する中で、人間が生命を操作することの倫理が問われるようになってきた頃です。ヒトの DNA の塩基配列を全て解読する国際的な「ヒトゲノム計画」が 1990 年に開始され (2003 年に完了)、1990 年代後半になると、クローンの羊が誕生し、ヒトの胚性幹細胞 (ES 細胞) を培養する技術も開発されました。個人の遺伝情報が分かるようになると、特定の病気になりやすいなどということも分かってしまうので、その情報を基にした差別が行われる可能性も出てきます。こうした懸念がある中で IBC が議論した成果の一つが、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」です。全体として、人権や人間の尊厳を守ることが強調されており、研究を行う際にはこれらに最大限配慮するとともに、生命倫理そのものの研究や教育・研修を推進することを求めています。この宣言は 1997 年の第 29

回ユネスコ総会で採択された後、1998年12月に国連総会では認（endorse）されました。

IBCは諮問委員会ですが、加盟国政府の行政官が加わる政府間会合もアドホックに開催され、私も出席したことがあります。1999年に、常設の政府間委員会（Intergovernmental Bioethics Committee）が設置され、両者で精力的に議論が続けられた結果、2003年の第32回ユネスコ総会では「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」、2005年の第33回ユネスコ総会では「生命倫理と人権に関する世界宣言」が採択されました。1997年に採択された宣言の1~2年前にIBCの委員に就任した国際法が専門の位田隆一先生（当時は京都大学教授；現在は滋賀大学学長）は、1998年12月から2003年11月までIBCの委員長を務め、この分野のユネスコの活動に多大な貢献をされました。

考察の対象を生命科学以外の領域に広げた「科学的知識と技術の倫理に関する世界委員会」という有識者会議も1998年に設置され、森亘先生（元東大総長；故人）が委員に就任されましたが、こちらの方は完全に非公開だったようで、残念ながら私はどんな議論が行われていたのか知ることはできませんでした。これらの倫理関係の活動や平和の文化関係の活動は、現在は人文・社会科学セクターの事業として実施されています。

倫理に関しては、最近でも、昨年の第41回ユネスコ総会で「AIの倫理に関する勧告」が採択されました。かつて生命倫理が社会的な議論を呼んだように、最近ではAI（人工知能）が革新的なシステム構築を可能にする一方で、不適切な利用が人権を侵害したり、差別や格差を生み出したりする危険を秘めていることが指摘されています。本勧告では、尊重されるべき大原則（values；①人権・自由・人間の尊厳の尊重、②環境・生態系の保護、③多様性・包摶性の確保、④平和で公正な社会の確保）、原則（principles；①目的に応じた利用と無害性、②安全性、③公平性、④持続可能性、⑤プライバシーの尊重、⑥各段階での責任者の明確化、⑦透明性・説明可能性、⑧AIの開発・運用者の責任と説明責任を確実にするメカニズムの開発、⑨AIについての人々の理解の促進、⑩多様なステークホルダーのガバナンスへの参加）と加盟国が取るべき政策措置の分野（①倫理的影響評価、②ガバナンス、③データ政策、④国際協力、⑤環境・生態系、⑥ジェンダー、⑦文化、⑧教育・研究、⑨コミュニケーション・情報、⑩経済・労働、⑪医療）が示されるとともに、加盟国は適切なモニタリングを実施することが求められています。

我が国は、既に2016年のG7情報通信大臣会合で、AIネットワーク化が社会経済に与える影響の分析を国際機関も含めた連携を通じて実施し、AIの開発原則の議論へつなげていくことを提案しています。翌年には日本で国際シンポジウムを開催し、国際的

な議論をリードする一方で、国内でも検討を重ねていき、2019年（平成31年）3月には「人間中心のAI社会原則」（統合イノベーション戦略推進会議決定）という文書をまとめました。同年5月にはOECD（経済協力開発機構）が「AIに関する理事会勧告」を採択し、6月にはG20も「G20 AI原則」を採択しています。ユネスコがAIについて議論を開始したのはその後ですが、OECDやG20が主に経済的視点から議論したのに対して、ユネスコは倫理的、教育的視点を中心に議論したようです。我が国は、ユネスコの勧告を作成する過程でも主導的な役割を果たし、勧告が採択された昨年の総会では、事務局から日本に謝意が表明されたと聞いています。

その他、ユネスコの人文・社会科学セクターでは、1993年に創設された「社会変容のマネジメント（MOST）」という社会科学らしいプログラムもあれば、体育・スポーツの大蔵会合を約10年ごとに開催したり、「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」という条約を作ったり（2005年の第33回ユネスコ総会で採択）、1974年に採択された「科学者地位に関する勧告」を改訂したり（2017年の第39回ユネスコ総会で「科学及び科学者に関する勧告」として採択）と幅広い活動を行っています。ただ、創設から12年続けてMOSTの政府間理事会のメンバーになっていたことや生命倫理・AIの倫理における貢献を除くと、我が国この分野の活動は、自然科学に比べるとやや低調だったかもしれません。

これまで不十分ながらユネスコの事業の歴史と日本の参加について記述してきましたが、次回は私なりの総括をしてみようと思います。



町田 大輔

1986年（昭和61年）、文部省（現文部科学省）に入省。文部科学省・文化庁内の各部局のほか、他省庁、地方、独立行政法人、大学、研究所で様々な業務に携わったが、科学と国際分野の経験が比較的長い。1996～2002年、旧文部省国際学術課課長補佐、在仏日本大使館（ユネスコ代表部）一等書記官、文化庁国際文化交流室長、文部科学戦略官としてユネスコに関わった。2023年3月より、独立行政法人 国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）所長。

ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトより
全20回の寄稿文をお読みになれます ➡

